

CLTの普及に向けた第4次 ロードマップの取組状況について

C L T の普及に向けた第 4 次ロードマップの取組状況について		
取組の方向性	取組事項	令和 8 年度の取組内容
1. C L T の理解度の向上	(1) C L T に関する情報の発信	① 多様なチャンネルを活用した C L T の魅力発信等の強化 ・ 経営者などの意思決定者等に向けて、CLT建築物の事業性検討に必要な情報を普及するための取組等の実施。 ・ CLT建築物の計画や設計実務の担当者向けに相談窓口を開設し、専門家を派遣するなどの取組に対して支援。 ・ CLT建築物を建築する上で必要な情報をウェブサイト（CLT-N a v i ）で発信。 ・ 事業者等向けの実物件に関するWEB講習会の開催に対して支援。 【以上、農林水産省】 ・ CLT建築物の理解度の向上に資する設計者・施工者建築物等向けの普及・広報（動画、パンフレット制作）に対して支援。 【以上、農林水産省、国土交通省】 ・ 横浜グリーンエクスポにおいてCLTの活用・PRを実施予定。 【以上、国土交通省】 ・ 「CLT DESIGN AWARD 2026-設計コンテスト-」において、3 大臣賞を授与予定。 【以上、農林水産省、国土交通省、環境省】 ・ 関係団体等に対し、普及・啓発活動を実施予定。 【以上、内閣官房、農林水産省、国土交通省】 ・ 学校施設等のCLT活用事例の更新を検討。 【以上、文部科学省】 ・ 都道府県を通じ、介護施設等における木材の利用の促進及びC L T の活用の働きかけを実施。 【以上、厚生労働省】 ・ 2025年大阪・関西万博の日本政府館で使用されたC L T の再利用方策等の調整。 【以上、内閣官房、農林水産省、国土交通省、環境省】 ・ 内閣官房ホームページ「CLT活用促進のための政府一元窓口」で建築物の整備状況、各省庁の支援制度などを紹介。 【以上、内閣官房】
	(2) モデル的なC L T 建築物等の整備の促進	① 先駆性・普及性の高い建築物の建築等の推進 ・ CLTを活用した先駆性・普及性の高い建築物の建築等の実証に対して支援。（先駆性等の高い木造化技術による設計・建築実証等） 【以上、農林水産省】 ・ CLTを含む建築物の木造化の普及に資する優良なプロジェクトに対する支援を実施。（優良木造建築物等整備推進事業） 【以上、国土交通省】 ・ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）化を目指す、建築物に対する設備導入補助事業及び大規模建築物に対する補助事業において、CLTを用いた事業を優先採択。また、CLT等の木材を一定以上活用するZEBについては、木造化に伴う費用も追加的に支援を開始。（建築物等のZ E B 化・省C O 2 化普及加速事業）（住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業） 【以上、環境省、経済産業省】 ② 公共建築物等への活用に向けた環境整備 ・ 官庁営繕事業におけるCLTの活用を通じて得られた知見の営繕基準等への反映を検討する。 【以上、国土交通省】 ・ 木造校舎の構造設計標準（JIS A 3301）改正及びその解説書である「JIS A 3301 を用いた木造校舎に関する技術資料」の改正を進めており、それらの中で、高性能のCLT耐力壁を新たに設定することを検討。 【以上、文部科学省】 ③ 新たな用途等の標準的な木造化モデル設計の作成、実物件への適用 ・ オープン技術で設計・施工が可能な医療福祉施設におけるCLTパネル工法普及モデルを作成する取組に対して支援。 ・ 順次、作成した木造化モデル設計を講習会等を通じ普及。 【以上、農林水産省】 ④ 他構造にC L T を部分利用するためのマニュアル等の整備 ・ 鉄骨造の耐震壁及び床にCLTを活用した設計・施工マニュアルの整備 ・ 中大規模建築物等に活用可能なCLTを使用した階段の開発 ・ 枠組壁工法の耐力壁にCLTを活用するための設計資料の整備 に対して支援。 【以上、農林水産省】

C L T の普及に向けた第 4 次ロードマップの取組状況について		
取組の方向性	取組事項	令和 8 年度の取組内容
2. C L T 等の木材利用の効果の発信	(1) 環境性能等の見える化等の推進	① 建築物LCCO2評価を通じた木材を利用した建築物のライフサイクルカーボンの情報発信等 - 関係省庁連絡会議において「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」を公表（2025年 4 月）。 - 改正建築物省エネ法（2026年 7 月31日公布）において創設された建築物ライフサイクルカーボン評価制度について、 2028年度より制度開始予定。木材の炭素貯蔵量の表示のあり方も検討。 【以上、内閣官房、国土交通省】 ・ 排出原単位の整備及び製造時の排出量の低減に資する製造プロセスの効率化・技術開発に対して支援。 ・ 木材利用の効果に係る評価項目・評価方法とともに、それらの評価・開示の例をまとめたガイダンスの普及活動を実施。 【以上、農林水産省】 ・ C L T 等の建築木材の省 C O 2 効果の高い再利用方法を調査・検証するための事業を実施。（C E × C N の同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業） 【以上、環境省、農林水産省】 ② 改正 S H K 制度を通じた炭素貯蔵効果の発信 - 改正SHK制度に対応した木材利用等による炭素蓄積変化量の算定にあたって必要となる方法論の検討と運用ガイドラインの整備。 【以上、農林水産省】 ・ 改正SHK制度の適用に向けて、電子報告システムを整備中。 【以上、環境省】
		① 公共建築物等への積極的な活用 - 地域材利用のモデルとなるCLTを活用した木造公共建築物の整備に対して支援。（森林循環利用・付加価値創出対策のうち木造公共建築物等の整備等） - 木造校舎の構造設計標準（JISA3301）へCLTを追加するのに必要な耐震要素の開発や標準仕様の整備に関する取組に対して支援。 【以上、農林水産省】 ・ 官庁営繕事業の計画・設計段階においてCLTの使用について検討し、積極的な活用に努める。 【以上、国土交通省】 ② 国産 C L T の輸出促進 - 海外の市場ニーズ・商流の把握に向けたテストマーケティングの実施等に対して支援。 【以上、農林水産省】
3. 低コスト化の推進	(1) まとまった需要の確保	① 需要動向を踏まえた供給ネットワークの構築及び標準寸法の C L T パネルの普及 - R 8.6 現在のCLT工場は11工場、生産能力は10万 m³/年 北海道 1 工場、東北 2 工場、中部 1 工場、近畿 1 工場、中国 2 工場、四国 1 工場、九州 3 工場 - CLT製造施設の整備等に対して支援。 - 関係団体と連携して C L T パネルの標準寸法を普及する取組等を推進。 - 寸法の標準化等を通じて C L T を低コストで安定的に供給するための実証に対して支援。（先駆性等の高い木造化技術による設計・建築実証等） 【以上、農林水産省】
	(2) 効率的な量産体制の構築	① 中高層建築物を含めた接合方法等の開発・普及 - CLTパネル工法における低層、中層向けの低コストな接合方法等を開発する取組に対して支援。 【以上、農林水産省】 ② S 造や R C 造等とのコスト比較や設計ディテール等に関する情報の提供 - CLTを活用した建築物等実証において、S造やRC造と比較したコストや設計ディテール等の情報を整理し、設計者や施工者が把握しやすいよう情報提供する取組に対して支援。 【農林水産省】
	(3) 建築の省施工化・低コスト化の推進	① 中高層建築物を含めた接合方法等の開発・普及 - CLTパネル工法における低層、中層向けの低コストな接合方法等を開発する取組に対して支援。 【以上、農林水産省】 ② S 造や R C 造等とのコスト比較や設計ディテール等に関する情報の提供 - CLTを活用した建築物等実証において、S造やRC造と比較したコストや設計ディテール等の情報を整理し、設計者や施工者が把握しやすいよう情報提供する取組に対して支援。 【農林水産省】

C L T の普及に向けた第 4 次ロードマップの取組状況について		
取組の方向性	取組事項	令和 8 年度の取組内容
4. C L T の活用範囲の拡大	(1) 建築基準・材料規格の合理化・整備	①中層 C L T 建築物等に関する基準の合理化・整備 ・住宅性能表示制度において、CLTを用いた床の重量床衝撃音対策の評価規定の整備を検討。（告示） 【以上、国土交通省】 ②幅広い層構成等の基準強度の設定等・規格の普及 ・原料歩留まりの向上や製品バリエーション拡大に資する非等厚CLTの規格の拡充に向けた強度データの収集等に対して支援。 ・石膏ボードに依存しない通水型耐火CLTの開発に対して支援。 【以上、農林水産省】 ・令和 7 年度までに収集された 9 層 9 プライの強度試験データ等を踏まえて、CLTの基準強度に追加を検討。（告示） 【以上、国土交通省】
	(2) 建築物以外の分野での活用	②建築物以外での活用の検討・実証・普及 ・CLTの土木利用を促進するため、材料の標準化に向けた取組に対して支援。 【以上、農林水産省】
5. C L T の設計・施工等ができる担い手の増加	(1) 設計者・施工者等の技術等の向上	①設計者・施工者等に向けた講習会等の推進 ・CLT建築物の計画や設計実務の担当者向けに相談窓口を開設し、専門家を派遣するなどの取組に対して支援。 ・新たにCLTに取り組む設計者等向けの実務講習会（WEB） の開催に対して支援。 ・事業者等向けの実物件に関するWEB講習会の開催に対して支援。 ・CLTを活用した建築物等実証や、技術開発等の成果を普及するため、報告会の開催に対して支援。 ・CLTを用いた中大規模木造建築物の防耐火設計手引きの充実・普及に向けた取組に対して支援。 【以上、農林水産省】 ・ C L T 建築物を含む都市木造建築物の設計に関する講習に対する支援を実施。 【以上、国土交通省】 ・木材を活用した学校施設づくりの取組を支援するため、講習会を毎年開催しており、CLTを使用した学校施設の事例紹介を予定。 【以上、文部科学省】 ②設計者への一元的サポートの推進 ・中大規模木造建築ポータルサイトにて、 C L T 建築物を含む中大規模木造建築に関する知識・技術の習得に役立つ情報等（設計技術情報、講習会情報等）を集約・整理し、設計者へ一元的に提供。 【以上、国土交通省】
	(2) 設計・施工等のプロセスの合理化	①一貫構造計算プログラムやB I Mを活用した設計・LCCO2算定・積算・施工等の合理化 ・設計の負担軽減や合理化を図るため、一貫構造プログラム・BIM・LCCO2算定の連携環境の整備に対して支援。 【以上、農林水産省】
	(3) 担い手情報の提供	①担い手に関する情報の積極的提供 ・ C L T 建築物に対応可能な設計者、施工者等のリストを中大規模木造建築ポータルサイトで提供。 【以上、国土交通省】
6. C L T の維持・管理の方法の明確化	(1) 適切な維持・管理情報の提供	①C L T を含む木造建築物等における維持・管理のための環境整備 ・CLTを含む木造建築物について、建築主向け「木造建築物の維持保全・維持管理の考え方と設計等の工夫」の活用・普及を促進。また、情報の拡充も検討。 【以上、国土交通省】

C L Tの普及に向けた第4次ロードマップ

C L T活用促進に関する
関係省庁連絡会議
令和8年3月31日決定

取組の方向性	取組事項	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度	目指す姿	
1. C L Tの理解度の向上	(1) C L Tに関する情報の発信	①	多様なチャンネルを活用したC L Tの魅力発信等の強化				C L Tの魅力などが広く理解される。	
	(2) モデル的なC L T建築物等の整備の促進	①	先駆性・普及性の高い建築物の建築等の推進					
		②	公共建築物等への活用に向けた環境整備					
		③	新たな用途等の標準的な木造化モデル設計の作成	標準的な木造化モデル設計の実物件への適用				
		④	他構造にC L Tを部分利用するためのマニュアル等の整備	マニュアル等の普及				
2. C L T等の木材利用の効果の発信	(1) 環境性能等の見える化等の推進	①	建築物LCCO ₂ 評価を通じた木材を利用した建築物のライフサイクルカーボンの情報発信等				建築物等への木材利用によるカーボンニュートラルへの貢献等についての理解が定着する。	
		②	改正S H K制度を通じた炭素貯蔵効果の発信					
3. 低コスト化の推進	(1) まとまった需要の確保	①	公共建築物等への積極的な活用				年間50万 m ³ のC L Tが安定的に供給される体制が整備され、建築コスト面でも他工法と比べてコスト差によるデメリットが解消される。	
		②	国産C L Tの輸出促進					
	(2) 効率的な量産体制の構築	①	需要動向を踏まえた供給ネットワークの構築及び標準寸法のC L Tパネルの普及					
		(3) 建築の省施工化・低コスト化の推進	①	中高層建築物を含めた接合方法等の開発	接合方法等の普及			
			②	S造やR C造等とのコスト比較や設計ディテール等に関する情報の提供				
4. C L Tの活用範囲の拡大	(1) 建築基準・材料規格の合理化・整備	①	中層C L T建築物等に関する基準の合理化・整備				幅広い範囲の建築物、構造物等でC L Tの活用が進む。	
		②	幅広い層構成等の基準強度の設定等	規格の普及				
	(2) 建築物以外での分野での活用	①	建築物以外での活用の検討・実証・普及					
5. C L Tの設計・施工等ができる担い手の増加	(1) 設計者・施工者等の技術等の向上	①	設計者・施工者等に向けた講習会等の推進				C L T建築物の設計・施工等を行うことの出来る者が増加し、必要な設計者・施工者等を円滑に選定できる。	
		②	設計者への一元的サポートの推進					
	(2) 設計・施工等のプロセスの合理化	①	一貫構造計算プログラムやB I Mを活用した設計・LCCO ₂ 算定・積算・施工等の合理化					
	(3) 担い手情報の提供	①	担い手に関する情報の積極的提供					
6. C L Tの維持・管理の方法の明確化	(1) 適切な維持・管理情報の提供	①	C L Tを含む木造建築物等における維持・管理のための環境整備				建築主等の間で適切な維持・管理の方法等が的確に理解される。	